

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その9：日本による欧州諸国等に対する渡航制限等)

令和2年3月18日
在スウェーデン日本国大使館

【ポイント】

- 3月18日、日本政府はスウェーデンを含む欧州諸国等38か国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することを決定しました。
- また、スウェーデンを含むこれらの国において発給された査証の効力を停止するとともに、査証免除措置の適用を停止することを決定しました。
- 現時点で日本人のスウェーデンからの出国は制限されていませんが、航空便等については航空会社のホームページなどで最新情報を確認してください。

【本文】

1 3月18日、東京において安倍総理による記者会見において、日本の対EU・シェンゲン域内国に対する水際措置他の新たな措置について発表がありました。スウェーデンに関係する主な内容は次のとおりです。

●シェンゲン協定全加盟国を含む欧州諸国、イラン及びエジプトの38か国からの入国者に対しては、検疫所長の指定する場所での14日間の待機要請及び国内における公共交通機関の使用自粛要請を行う。

●これらの国において発給された一次及び数次査証の効力を停止するとともに、査証免除措置の適用を順次停止する。

上記2点の措置については、3月21日午前0時から運用を開始し、まず4月末日までの間実施する。

●上記措置のほか、入国拒否対象地域も追加されています。

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000061171.pdf>

2 現時点で日本人のスウェーデンからの出国は制限されていませんが、日本へのご帰国をご予定の方におかれましては、フライト等が刻々増減・変更される可能性がありますので、各航空会社等から最新の情報をチェックされることをお勧めいたします。

また、日本到着後の待機場所や移動手段については、以下のリンクを参照してご留意ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenk

[igyoyou_00001.html#Q4-1](#)

3 スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、定期的な手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、なるべく人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。

4 スウェーデン公衆衛生庁は、鼻水、咳又は熱等の症状があり体調が悪いと感じる人はその症状が治った後の2日間を含む期間、自宅に留まり他の人と接触しないよう呼びかけています。症状が悪化したり、治癒しない場合には1177番（スウェーデン医療相談窓口）へ電話し指示を受けてください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoyou/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoyou/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（問い合わせ先）

○在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX : +46-(0)8-661-8820

H P : <http://www.se.emb-japan.go.jp/>

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願い致します。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>